

滋賀県史編さん大綱（原案）

第1 趣旨

この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

1. 交通の要衝として今も多くの人々の往来がある本県は、外部から新しい風を取り入れることにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与する。
2. ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝える。
3. 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。

第3 方針

1. 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。
2. 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術研究の水準を持つものとする。
3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンといった情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮する。
4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。
5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力、参加のもとに進められるよう取り組む。その際、県民が地域の伝承や習慣といった情報の提供ができ、また、郷土史研究の成果などを発信できる場を設ける。

第4 県史の構成

滋賀県が誕生した明治5年から令和4年までの150年間を主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略に叙述した概説および写真・地図等の図録により構成されるものとする。

第5 期間

県史の編さんに要する期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間を目途とする。

42 第6 組織

- 43 1. 県史の編さんにかかる県民への普及・広報活動および大綱の変更に関わる重要事項に
 44 ついての検討を行うため、滋賀県史編さん会議を置く。
 45 2. 県史の編集を行い、専門部会間の調整を図るため、県史編集委員長、同副委員長およ
 46 び専門部会の長で構成される県史編集会議を置く。
 47 3. 専門分野における必要な資料の調査、執筆、編集等を行うため、県史編集会議に専門
 48 部会長および執筆委員で構成される専門部会を置く。
 49 4. 専門部会は、政治・行政（戦前）、同（戦後）、産業・経済、環境・琵琶湖、社会・福
 50 祉、教育・文化・民俗の6部会とする。
 51 5. 滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料の調査・整理、
 52 執筆・校正および編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。

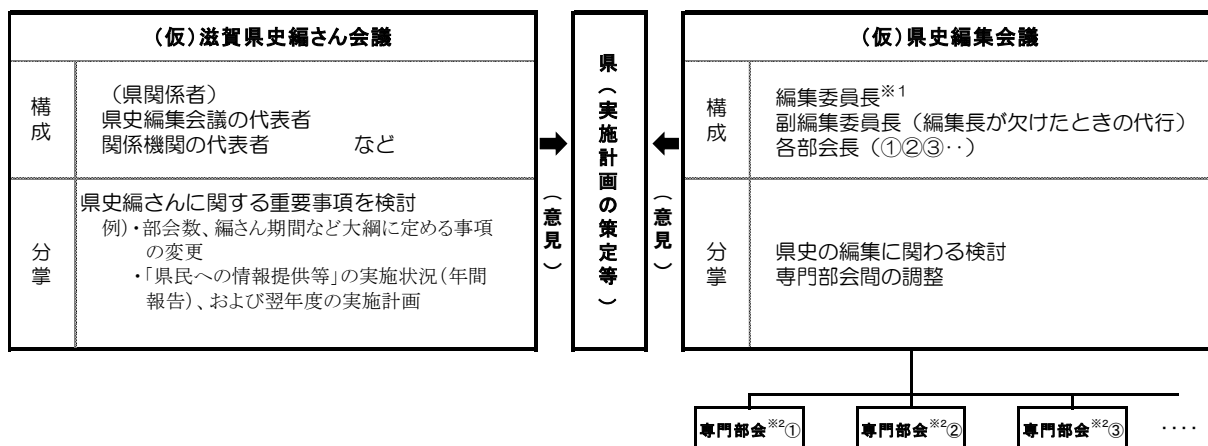
53
 54 第7 県民への情報提供等

55 県史の編さんへの県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や新たな史実の発見
 56 といった調査研究の成果、県民から寄せられた情報などを、例えばホームページでの公開
 57 や逐次刊行物の発行、講演会の開催を通じて広く県民に提供する。

58
 59 第8 その他

60 この大綱に定める事項を進めるため実施計画を定めるほか、県史の編さんに関し必要な
 61 事項は別に定める。

滋賀県史編さんにかかる組織について(イメージ図)



※1 編集委員長は、県史編集の統括を行う。

※2 部会の構成・分掌
 構成: 部会長および執筆委員
 分掌: 各分野において、県史編さんに必要な資料の調査、執筆、編集等